

# 新潟民商

新潟民主商工会  
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14  
電話(243)0141  
14年7月22日

## 第十三回全国業者青年交流会

### 参加者募集中!

新潟民商青年部では、九月一四〜一五日に福井県芦原温泉にて開催される「第一三回全国業者青年交流会」への参加を呼び掛けています。会員訪問による青年部員への呼びかけの他にも、先日は木戸支部の役員会へ長崎部長が訪れ、交流会の呼びかけと支部の青年部対象者の掘り起こしを訴えました。

日本全国から六〇〇名を超える業者青年が集まる第交流会です。頑張っている全国の業者青年と出会い、交流することは必ず商売にも人生にもプラスになると思っています。新潟民商青年部ではこの全国交流会の参加目標を二〇名として呼びかけを行っています。皆さんの参加を待っています!

参加費：16,000円

※現地への移動はバスで行います。

※家族での参加も大歓迎! 保育室も用意されています。

※参加申し込みは担当：高橋、安達まで

### 全国交流会での企画

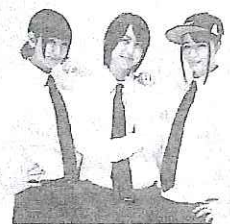
パネルディスカッション  
「小企業の魅力と事業革新の可能性」

コーディネーター：岡田 知弘さん  
京都大学大学院経済学研究科教授  
自治体問題研究所理事長

記念講演  
「商売繁盛を妨げる消費税  
—悪税の本質を学ぼう—」

講師：岩本 沙弓さん  
金融コンサルタント・経済評論家 大阪経済大学客員教授

文化行事「せのしすたあ」

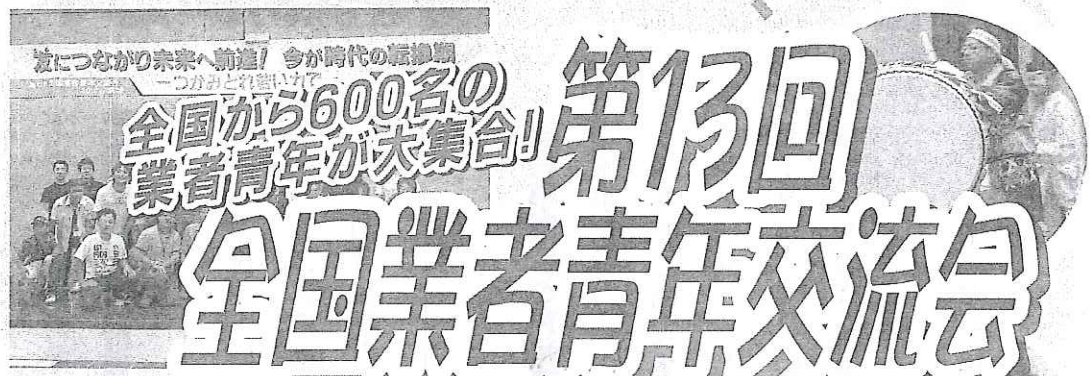


夕食名刺交換会・製品展示  
業者青年の主張 多彩な分科会

## 活動日程

七月二二〜二四日 全国事務局員交流会で事務所を空けます。留守番は午前中のみです。  
七月二八日 婦人部母親大会社行会

<写真は第12回全国業者交流会のものです>



分科会「恋愛・結婚・家庭」で自分の周囲の問題とそれに対する思いを交流することができた。

分科会「再生可能エネルギー中心の循環型地域経済を考える」  
これからの問題だが、考えていさかかになった。  
自分の仕事とも合わせて考えていきたい。

- \* 他の民商の話聞き元気がでた。
- \* 全く知らない職種の方の話聞くことができ、今後に生かしていきたい。

- \* 39歳で初参加だったが、もっと早く参加していれば良かった。
- \* 被災地での開催ということで、パネルディスカッションが良かった。
- \* 移動分科会で今の被災地の現状を見たが、当事者にしか分からない思いが沢山あるようだった。

日時\*9月14~15日(日・祝月)  
会場\*福井県 あわら温泉 清風荘  
(新発田or新潟駅南口~福井県あわら温泉)



### 商売繁盛の秘訣を交流しよう!

予定定員に達し次第受付終了、もしくは先着順。宿泊、移動の手配は調整中ですので、詳しくは下記までお尋ね下さい。  
◎参加申込み・問い合わせ 新青協事務局・杉崎 TEL 0250-23-1353

「小売・サービス」分科会に参加。  
「接客」について様々な業種の違いを超えた共通した姿勢が見え自分のためになった。  
時間が足りないほどでした。

パネルディスカッションでの無かったら困るの作作り。  
今後生き残りを考える上で重要な事だと思った。  
業者青年交流会はそのための良いヒント  
きっかけをつかむことができる場所だと思う。

後援部員の人物作りを  
準備段階  
取引先への対応  
より深掘りしてみたい

# 消費税率 8% に伴い申告時、計算方法が変わります、学習会に参加して知識を深めましょう

## 消費税の基本的な仕組み

消費税は、国内における商品の販売、サービス提供の課税対象分に課せられる税金です。

## 本則課税制度の計算

課税売上に係る消費税から、課税仕入に係る消費税を引いた金額が納付消費税額となります

## 課税事業者と免税事業者

課税事業者

基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）の課税売上高が、100万円を越えていた場合、今期は課税事業者になります。

逆に、売上高が今期100万円以下になっても、今期の消費税申告は必要です。来期も申告が必要で来々期から免税事業者となります。

免税事業者

基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）の課税売上高が、100万円以下であれば免税事業者となります。

適用時期	消費税	地方消費税	合計
1997(H9)年4月1日より	4%	1%	5%
2-014(H26)年4月1日より	6.3%	1.7%	8%

## 簡易課税制度の計算

今までの説明のほかに簡易課税制度というものがあります。

課税売上に係る消費税から、課税売上に係る消費税にみなし仕入率をかけた金額が納付消費税額となります

※この計算だと、業種によって損得がありますが、「課税仕入に係る消費税」を計算する必要がないのが特徴です。

みなし仕入率表にも変更がありました、その説明は来週号にさせていただきます

## 「納税の猶予」延長認められる！

一昨年に税務調査を受け、七〇〇万円を越える多額の追徴課税を課されていたAさん。税務署に対して一年間の納税の猶予を申請し、許可が出されていました。

「納税の猶予」は申請する事で延滞税の税率が下がり、差し押さえ等もされなくなります。期間は猶予の延長も含めて二年間と決まっております。二年目に入る延長の際には再度手続きが必要になっています。

Aさんは税務調査ですぐに納税の猶予を申し込んだため、営業収支の提出など無しで許可が決定されました。しかし、延長を申し込んだ今回は二五年度、二六年度の半年分の営業収支を奥さんにも協力してもらいながらまとめて、生活の収支と一緒に税務署に提出。

そして先日、税務署から猶予延長の決定が電話で知らされました。すぐに解決する問題ではありませんが、自主計算を力にこれからもたたくっていきます。



## 駅前・客引き行為の改善に支部で動こう！

・・・駅前支部総会

6月29日(日)午後2時、会員のスナックの店を開けてもらい、駅前支部総会が開かれました。高橋支部長はあいさつの中で、この1年間、会員・新聞・共済とも増勢で総会を迎えることが出来たと、会員の奮闘への感謝を述べました。総会は、当日の朝まで営業していた新入会員のHさんも参加し、自己紹介の中でHさんが質問攻めに合い、さしずめ新入会員歓迎会のような感じ。来賓の野本孝子市会議員はあいさつの中で、高崎市で実現した「街なかリフォーム制度」の高崎視察の状況も交えての話に、出席者も新潟市でもぜひ実現のために力を合わそうと応じました。

懇親会の中で、客引き迷惑行為が古町と比較してもよりひどい状況になっていることが、こもこもだされ、新潟市の評判を落としていることや、駅前飲食街が安心して歩けない実態も出されました。支部としても改善に動こうと議論されました。

※客引き迷惑行為の実態をお寄せ下さい。

